

リーフレット訴訟～意見陳述～

大阪府市 IR 推進局は、「将来、ギャンブルにのめり込まないために」というリーフレットを作成し、高校生および支援学校生に配布した。このリーフレットは看過できない重大な問題があり、われわれは住民監査請求を提出し、文書の回収、首長による経費支払い等を求めた。しかるに監査委員会は、「このリーフレットは高校生らがギャンブルにのめり込まないためのものであるから問題ない」としてわれわれの請求を却下した。

われわれはこのことを以下の理由で不服とする。

1 リーフレットの何が問題か。

このリーフレットには賭博が法律（刑法第 185 条）で禁止されていることに一言の言及もない。それどころかリーフレットには「ギャンブルは、生活に問題が生じないよう金額と時間の限度を決めて、その範囲内で楽しむ娯楽です」と書かれている。これでは高校生のみならず誰も賭博は法律で禁止されているとは思わない。むしろ賭博は合法であると思ってしまう。つまりリーフレットは、賭博があたかも合法であるかのような誤ったメッセージを与えている。

2 リーフレットに何を書きこむべきか。

リーフレットには、「賭博は法律で禁止されているから、してはならない」と書き込まねばならない。もし、「大麻は高揚感をもたらす効果があるが、吸いすぎに気をつけましょう」という文書を配ったら問題であることは明らかである。なぜなら、大麻の吸引はそもそも法律で禁止されており、吸ってはいけないからである。今回のリーフレットはそれと同じ過ちを犯している。

3 刑法の賭博禁止規定の意義

刑法第 185 条は、日本が賭博国家にならないように、また、人々が賭博の魔界に陥らないようにセーフティーネットの役割を果たしてきた。日本では古来より賭博には厳しい目を向け、人の生き方として、また、社会モラルとして勤労勤勉を奨励してきた。現在日本では競馬、競艇、オートなどが公営ギャンブルとして認められているが、それらはあくまで違法であり、その違法性が阻却されて“特別に”認められているに過ぎない。

4 教育的見地からみて適切か

教育的見地からすれば、刑法第 185 条および勤労の義務を定めた憲法第 27 条の根底に流れる勤労勤勉思想を説かねばならない。ギャンブルは依存症のみならず個人の貧窮化、多重債務、家庭崩壊、犯罪、自殺、社会の荒廃などの深刻な問題を引き起こしており、リー

フレットはむしろこうした弊害を伴う賭博の危険性を訴えなければならない。特に、若い人たちがギャンブルの深みに嵌れば、人生を棒に振る危険性が高まり、そうなれば社会にとっても損失である。リーフレットではギャンブル依存症について若干の記述があるがそれもきわめて不十分で、賭博の深刻な弊害についてはほとんど触れられていないのは問題である。

結論

監査委員会のこのリーフレットは「将来、ギャンブルにのめり込まないため」のものであるから問題ないという判断は、法律の禁止規定を見落とすという重大な過ちを犯している。すなわち、賭博は特別法で認められた公営ギャンブルを除き、刑法で禁止されていることを明確に伝えなければならない。また、教育上の見地からは勤労勤勉思想を説き、賭博の弊害や危険性について警鐘を鳴らさなければならない。それゆえ、監査委員会の却下の判断は極めて不当なものであるといわざるをえない。

令和元年 5 月 16 日

「大阪カジノに反対する市民の会」代表

西澤信善